

○福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則

平成二十五年三月二十一日

福井県規則第二十号

改正 平成二六年三月二〇日規則第五号

福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則を公布する。

福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例（平成二十四年福井県条例第六十八号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(耐火建築物等とすることを要しない場合)

第二条 条例第四条第三項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(運営規程に定める事項)

第三条 条例第六条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 障害者支援施設の目的および運営の方針
- 二 提供する施設障害福祉サービスの種類
- 三 職員の職種、員数および職務の内容
- 四 昼間実施サービスに係る営業日および営業時間
- 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容ならびに利用者から受領する費用の種類およびその額
- 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

- 八 サービスの利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項
(整備等をすべき記録)

第四条 条例第八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第十九条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画
- 二 条例第四十一条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 三 条例第四十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 条例第四十五条第二項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録
(設備の基準)

第五条 条例第十条第二項に規定する規則で定める設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練・作業室
 - イ 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
 - ロ 訓練または作業に支障がない広さを有すること。
 - ハ 訓練または作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
 - ニ 寝台またはこれに代わる設備を備えること。
 - ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下または広間に直接面して設けること。
 - ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - ト ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。
- 三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下

イ 幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

2 条例第十条第一項に規定する相談室および多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

(職員の配置の基準)

第六条 条例第十一条第九項に規定する規則で定める配置の基準は、第一号および第二号から第八号までの各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 施設長 一人

二 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理および療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

(一) 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。

(イ) 次に掲げる平均障害支援区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平

成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十七号。以下「基準省令」という。) 第十一条第一項第二号イ(2) (一) (イ) の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ次に定める数

(i) 平均障害支援区分が四未満利用者 (基準省令第十一条第一項第二号イ(2) (一) (イ) (i) の厚生労働大臣が定める者を除く。(ii) および(iii) において同じ。) の数を六で除して得た数

(ii) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数

(iii) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

(ロ) (イ) (i) の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除して得た数

(二) 看護職員の数、生活介護の単位ごとに、一以上とすること。

(三) 理学療法士または作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

(四) 生活支援員の数、生活介護の単位ごとに、一以上とすること。

(3) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

ロ イ(2) の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に一または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、二十人以上とする。

ハ イ(2) の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ イ(2) の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ホ イ(3) のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

三 自立訓練 (機能訓練) を行う場合

イ 自立訓練 (機能訓練) を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員 次の要件のいずれ

にも該当する数

(一) 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。

(二) 看護職員の数は、一以上とすること。

(三) 理学療法士または作業療法士の数は、一以上とすること。

(四) 生活支援員の数は、一以上とすること。

(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

ロ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、イに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ハ イ(1)の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ニ イ(1)の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ホ イ(1)の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ヘ イ(2)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

四 自立訓練（生活訓練）を行う場合

イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上

(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

ロ 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合にお

けるイ(1)の規定の適用については、同規定中「生活支援員」とあるのは「生活支援員および看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員および看護職員の総数は、常勤換算方法」とする。この場合において、生活支援員および看護職員の数は、それぞれ一以上とする。

ハ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、イおよびロに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ニ イ(1)およびロの生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ホ イ(2)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

五 就労移行支援を行う場合（次号の場合を除く。）

イ 就労移行支援を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

(一) 職業指導員および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。

(二) 職業指導員の数は、一以上とすること。

(三) 生活支援員の数は、一以上とすること。

(2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上

(3) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

ロ イ(1)の職業指導員または生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ イ(2)の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ニ イ(3)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

六 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合

イ 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

(一) 職業指導員および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とすること。

(二) 職業指導員の数は、一以上とすること。

(三) 生活支援員の数は、一以上とすること。

(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

ロ イ(1)の職業指導員または生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

七 就労継続支援B型を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

(一) 職業指導員および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とすること。

(二) 職業指導員の数は、一以上とすること。

(三) 生活支援員の数は、一以上とすること。

(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

ロ イ(1)の職業指導員または生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

八 施設入所支援を行う場合

イ 施設入所支援を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、

それぞれ次に掲げる数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者または基準省令第十一条第一項第七号イ(1)ただし書の厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とすること。

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

(2) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に一または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は三十人以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、当該利用者の数は推定数とする。

3 第一項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位もしくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護もしくは当該施設入所支援の提供に当たる者または専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援もしくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、または当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（平二六規則五・一部改正）

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第七条 条例第十二条に規定する規則で定める配置の基準は、次項および第三項に定めるところによる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ハおよびホ、第四号ニ、第五号ロおよびハならびに第七号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上を常勤とすることができる。

3 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)およびホ、第三号イ(2)およびへ、第四号イ(2)およびホ、第五号イ(3)およびニ、第六号イ(2)およびハならびに第七号イ(2)およびハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第十二条第二項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤とすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

(従たる事業所を設置する場合の職員の配置の基準)

第八条 条例第十三条第三項に規定する規則で定める基準は、主たる事業所および従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上が、常勤かつ専ら当該主たる事業所または従たる事業所の職務に従事する者であることとする。

(モニタリング)

第九条 条例第十九条第九項の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者の業務)

第十条 条例第二十条に規定する規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導および助言を行うこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十一条 条例第三十五条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 当該利用者に係る当該金銭およびこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成十八年十月一日において現に存する知的障害者更生施設(基準省令附則第十五条の知的障害者更生施設をいう。以下同じ)、知的障害者授産施設(同条の知的障害者授産施設をいう。以下同じ。)または知的障害者通勤寮(同条の知的障害者通勤寮をいう。以下同じ。)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、または改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)について、第五条第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。
- 3 平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生施設(基準省令附則第十五条の身体障害者更生施設をいう。以下同じ)、身体障害者授産施設(同条の知的障害者授産施設をいう。以下同じ。)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第五条第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。
- 4 平成十八年十月一日において現に存する精神障害者生活訓練施設(基準省令附則第十五条の精神障害者生活訓練施設をいう。以下同じ。)または精神障害者授産施設(同条の精神障害者授産施設をいう。以下同じ。)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第五条第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。
- 5 平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生施設もしくは身体障害者授産施設であって整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する

基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）附則第二条もしくは第四条の規定の適用を受けているものまたは知的障害者更生施設、知的障害者授産施設もしくは知的障害者通勤寮であつて旧知的障害者援護施設最低基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第五条第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

- 6 平成十八年十月一日において現に存する身体障害者療護施設（基準省令附則第十五条の身体障害者療護施設をいう。）であつて、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第三条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について第五条第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。
- 7 平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設または精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第五条第一項第二号トのブザーまたはこれに代わる設備を設けないことができる。
- 8 平成十八年十月一日において現に存する知的障害者更生施設または知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第五条第一項の規定を適用する場合においては、同項第八号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。
- 9 平成十八年十月一日において現に存する知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設または精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第五条第一項第八号の規定は、当分の間、適用しない。
- 10 平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設または知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第五条第一項第八号ロの規定は、当分の間、適用しない。

附 則（平成二六年規則第五号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

